

○ 砺波地域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）

砺波地域消防組合火災予防条例(平成23年砺波地域消防組合条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中「第81条—第88条」を「第81条—第89条」に、「第89条・第90条)」を「第90・第91条)」に改める。

第90条を第91条とし、第89条を第90条とする。

第7章中第88条を第89条とし、第87条の次に次の1条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第88条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○ 砺波地域消防組合火災予防規則の一部を改正する規則（案）

砺波地域消防組合火災予防規則(平成23年砺波地域消防組合規則第28号)の一部を次のように改正する。

第34条を第36条とし、第33条の次に次の2条を加える。

(公表の対象となる対象物及び違反の内容)

第34条 条例第88条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第88条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第35条 条例第88条第1項の公表とは、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、砺波地域消防組合ホームページへの掲載により行うものとする。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次の掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。